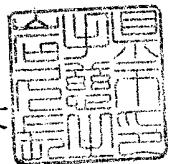


平成 24 年 9 月 20 日

## 災害廃棄物の広域処理に係るお問合わせについて（回答）

特定非営利法人廃棄物問題ネットワーク三重  
代表理事 吉田 ミサヲ 様

久慈市長 山 内 隆 文



あなたから寄せられましたご提言等について、下記のとおり回答します。

### 記

#### 「ご提言等の要旨」

- (1) 松阪市長が現地視察の申請をしたときに「広域処理の必要がないので来ていただかなくても結構です」とおっしゃられた。
- (2) 三重県知事が環境省に圧力をかけて 2000 トン持つて来るようになしたのは知事の面目を守るためのある意味許しがたい暴挙
- (3) 近隣の秋田県・青森県は、受入体制が整っているのに、遠距離のしかも反対決議をしている三重県住民を無視して受け入れようとしていることには断固反対です。

#### [回答内容]

久慈市の災害廃棄物は約 9.5 万トンと推計され、市全体の一般廃棄物量の 6.8 年分にも相当する膨大なものです。現在、災害廃棄物は市内の仮置場に山積みにされている状況ですが、その多くは工業団地や港湾地区に集積されており、復旧・復興の妨げとなっております。

災害廃棄物の処理については、早期処理の必要性、県内処理施設の能力や国・県の処理指針等を総合的に勘案して平成 26 年 3 月末までに処理を完了すべく、行政管理の焼却施設だけでなく、民間処理施設など市内の既存施設を最大限活用するほか、広域処理にご理解を示していただいた岩手県内及び青森県内の自治体及び民間処理施設の協力を得て、処理を進めております。

しかし、現在協力いただいている処理施設だけでは、可燃物約 4,000 トンが処理完了の目途が立っておらず、広域処理の必要性がなくなったものではありません。

そのため、久慈市では、岩手県及び環境省に対し、処理先の確保を要請しており、去る 8 月 7 日に三重県様及び秋田県様との広域処理のマッチングを頂いたものであります。

ただし、今回のマッチングに関しては、広域処理の検討に係るスタートラインに立った段階です。

実際の処理開始にあたっては、受入先の自治体及び住民の合意を得ることはもちろんですが、受入に係る諸条件の協議、コストを含めた総合的な合理性の検討が必要と考えており、これら受入体制が万全に整った場合に広域処理をお願いしたいと考えております。

三重県様に関しては、現時点では受入先が未定であるため、前述の検討・協議ができていない状況にあり、久慈市としても処理工程の立案に不安を感じているところであります。

また、岩手県全体としても、環境省において各自治体の受入可能量、処理能力等により広域処理の調整をしているところですが、災害廃棄物のうち、柱材・角材及び可燃系混合物については、岩手県内で処理できる量及び現在受入の申し出をしていただいている三重県様や自治体の受け

入れ可能な量を勘案すると、平成26年3月までに処理を完了できる見込みとなったものであり、広域処理の必要性がなくなったものではないと岩手県より伺っております。

また、不燃物につきましては、岩手県全体で約88.9万トンの処理方法が未確定となっております。可能な限り県内処理及び復興資材化等に努めますが、なお処理が不足する分を広域処理にお願いすることも考えられます。

久慈市といたしましても、一日も早い復旧・復興のため、災害廃棄物の処理に向け全力で取り組んでいるところであり、できる限り市内及び県内で処理を進めるべきと思っておりますが、先に説明いたしましたとおり、現状では処理完了の目途が立っていない状況でありますので、何卒ご理解とご支援をいただければ幸いです。

なお、環境省のホームページに広域処理情報サイトが開設されています。広域処理についてよくある質問に対する回答などが示されていますので、ご覧いただければ幸いです。

<http://kouikishori.env.go.jp>

〒028-8030

岩手県久慈市川崎町1-1

久慈市役所 市民生活部

[担当課 生活環境課]

[電話番号 0194-54-8003]